

薩摩川内港の沿革

- 昭和45年 5月 重要港湾指定
- 昭和62年 4月 関税法上の開港指定
- 平成 2年 1月 検疫法による無線検疫対象港指定
- 平成11年 4月 植物防疫法による植物輸入港指定
- 平成13年 4月 動物検疫指定港に指定
- 平成16年 4月 出入国管理及び難民認定法で定める出入国港指定
- 平成16年 4月 韓国定期コンテナ航路開設
- 平成22年11月 指定保税地域の指定
- 平成22年11月 韓国定期コンテナ航路週2便化のサービス開始
- 平成24年 7月 鹿児島税関支署川内出張所常駐化
- 平成25年 8月 中国定期コンテナ航路開設（※平成26年5月から休止中）
国際フィーダーコンテナ航路開設
- 平成28年 8月 港湾貿易促進に関する協力協定書締結（薩摩川内市・常熟市）
- 平成28年 9月 台湾定期コンテナ航路開設（※令和2年11月から休止中）
- 令和 元年11月 川内港港湾計画改訂
- 令和 2年11月 みなとオアシス薩摩川内登録
- 令和 3年 4月 唐浜地区国際ターミナル整備事業新規事業化
- 令和 3年11月 韓国定期コンテナ航路（KMTC）開設
- 令和 4年 1月 新規ハーバークレーン設置
ポートオブザイヤーを受賞

薩摩川内港港湾施設使用料

● 係船料

区分	単位	料金(減免前)	備考
定期航路船	同一係留施設を1日2回以内使用する場合 1回ごとに	係留時間2時間未満のとき、 総トン数1トンにつき	1円89銭
		係留時間2時間以上のとき、24時間 までごとに、総トン数1トンにつき	2円78銭
	同一係留施設を1日 3回以上使用する 場合 1回ごとに	総トン数1トンにつき 1日	5円42銭
不定期航路船	1回ごとに	係留時間12時間以下のとき、 総トン数1トンにつき	3円91銭 (3円59銭)
		係留時間12時間を超え、24時間 以下のとき、総トン数1トンにつき	5円20銭 (4円78銭)
		係留時間24時間を超えるとき、 総トン数1トンにつき	5円20銭(4円78銭)に 24時間を超える係留時間 12時間までごとに2円61銭 (2円39銭)を加算した額
			() は外航船舶 外航コンテナ船は 1/2減免 (当分の間)

● 野積場・荷さばき地使用料

区分	単位	料金	備考
一般使用	1日1平方メートルにつき	1円89銭	舗装区域については 1日1㎡につき 1円65銭を加算する
専用使用	1月1平方メートルにつき	58円15銭	

● リーファーコンセント使用料

単位	料金(補助前)	備考
1口(1時間まで) ごとに	350円	川内港リーファーコンテナ利用 促進支援補助金により 175円/1時間となる

● ハーバークレーン使用料

単位	料金(減免前)	減免後
1台(30分まで) ごとに	42,560円	21,280円

※薩摩川内市貿易振興協会補助金あり(1日クレーン料金2/3補助)

薩摩川内港についてのお問い合わせは

薩摩川内港の利用・貿易アドバイス等に関するご相談

● 薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課 グローバルグループ

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3-22

TEL 0996-22-8115(内線 5771) FAX 0996-20-5570 E-mail global@city.satsumasendai.lg.jp

薩摩川内港の利用・貿易補助金等に関するご相談

● 薩摩川内市貿易振興協会

〒895-0011 鹿児島県薩摩川内市天辰町 2211-1

TEL 0996-25-3300 FAX 0996-25-3300 E-mail boushin@kssb-satsumasendai.com 令和5年3月 改定版